

津房地区まちづくり協議会だより

～心かよい 人が輝く ふるさと つぶさ～

第3号 平成23年8月
発行：津房地区まちづくり協議会
事務局：津房地区公民館内
電話：48-2001

組織運営費および元気づくり 応援事業補助金が交付されました

今期の協議会の運営や諸計画実践のための資金の基となる「コミュニティ組織運営交付金」と「宇佐市周辺地域元気づくり応援事業補助金」について、市へ交付申請していましたが、原案どりの内容と額にて承認され、交付を受けました。（それぞれ129万円と50万円です）
設立一年目で、自主財源を持ち合わせない当協議会にとって、これらの交付金は貴重な活動資金となります。
このほかに、単年度の交付である、「小規模集落・里のくらし支援事業費補助金」についても別途申請手続き中です。
（満額交付の場合100万円）

いずれの交付金とも、今期の事業計画策定段階において費用発生が予想された各事業項目に対し、満額交付を前提に予算配分済みですが、実際の執行に当たっては、厳しい財政から捻出された貴重な交付金であることを念頭に、交付の趣旨に沿った用途であるか、より有効な用法はないか、節減の余地はないか、といった厳しいチェックで臨んで参ります。

平成二十三年度事業への取り組み を開始しました

協議会だより第2号でお知らせのとおり、今期の取り組み事業は多様な38もの項目から成っており、少数の協議会役員のみによる活動では到底実現できず、部会を構成する会員各位の積極的な参画と一般住民の方々のご協力が不可欠です。

特に、一般住民の方々の方々の代表として選ばれた部会員各位には、所属する部会の計画項目のうちの何れかの事業において、主導的役割を分担して頂かねばなりません。

この趣旨に沿い、事業項目ごとに、実践主導するのに相応しいと思われる部会構成グループを協議会の三部会役員と事務局とで選抜・振り分けし、対応をお願いすることにしました。

選抜・振り分けさせて頂いた各構成グループ各位宛に「主導・分担お願いレター」を順次個別に発送していきまので、趣旨ご理解のうえご協力下さるようお願いいたします。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

事業紹介1 東椎屋の滝 開き安全祈願祭の共催

当行事はこれまで観光協会単独で開催してきましたが、今回から地域活性化の一環として当協議会も《共催》の形で参画しました。
6月7日に実施した滝へ至る遊歩道の清掃活動には悪天候にもかかわらず、協議会会員15人のボランティア参加を得て、見違えるほどの整備ができました。

また、6月10日の滝開き当日は行政、観光協会、津房小学校、当協議会連携による広報活動の効果もあり、100人を超す参加者を得て、護摩焚き神事や津房小学校児童による詩吟詠、当協議会提供の紅白餅の配布など、内容充実の行事とすることができました。



ふるさと振興部会員による
遊歩道清掃活動（6月7日）

小学校 餅米づくりの支援

事業紹介 2



小学校児童による田植え
(6月22日)

津房小学校の五年生児童による餅米づくり体験活動は昨年までも行われ、その指導は児童の保護者などの有志代表に委ねられてきました。

しかし、少子化と米作り農家激減の流れの中、こどもたちに正確に米づくりを指導できる先生役の人材が減り、この活動の継続が危ぶまれる事態となりました。

当協議会の設立を機に、先生役の派遣と活動費用の一部負担による支援を通して、食育と農業文化伝承活動に参画することにし、小学校、近隣の住民有志、PTAと連携しながら5月22日の播種を皮切りに、活動を開始しました。

「ふるさと納税」制度を利用した《ふるさと応援者》の開拓にご協力願います！

市外にお住まいの

津房地区出身のご親戚や

知人の方々へ働きかけを！

【ふるさと納税制度とは？】

ふるさと納税とは、平成20年度に導入された制度で、ふるさと（出身地に限らず、本人が応援したい任意の自治体でもよい）に対する寄附金です。

その寄附金額から5千円を差し引いた一定額が、現住地の自治体からの賦課住民税などから減額される制度です。寄附金のうち5千円を超える金額が住民税等から減額されることから、結果的に「ふるさと」に納税したことと同じ効果になるため、ふるさと納税と呼ばれています。（寄附される方の収入や寄附金額により、寄附金控除額は異なります）

【具体的には？】

夫婦と子ども二人で市外に居住し、給与収入が700万円（住民所得割額30万円）の方が4万円を寄附された場合、5千円を差し引いた3万5千円について現住地へ納めるべき住民税などから控除されます。

つまり、5千円の負担で4万円を

ふるさとに寄附できることとなります。

【ふるさと納税の用途は？】

お寄せいただいた寄附金は「宇佐市ふるさと応援基金」に積み立て、別に定めるふるさとづくり事業の財源に活用します。

また、寄附申込みの際に、ご希望の使い道や「津房」などの仕向け地区の指定もできます。

人口減少と高齢化進展に伴って発生する諸問題へ対応するために、集落を越えた小学校区単位で支え合う組織づくりを目指す「津房地区まちづくり協議会」の活動資金としても活用できます。

お盆前後、ご親戚や知人の方々の帰省が多い季節にあたりますので、この制度について話題にしていきたい、応募働きかけにご協力下さるようお願いいたします。

【寄附の手続き及び問い合わせ先】

◎宇佐市観光まちづくり課コミュニティ係
(0978・32・1111)

◎津房地区まちづくり協議会・事務局
(0978・48・2001)

☆詳細な説明書、応募用紙を準備しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

津房地区の皆様へ

まちづくり協議会の事務局は地区公民館と共用場所にて、月・火・木の週三日開いています。